

部員不足の連合チームによる申請、承認手続き変更について

令和7年4月25日
日本高等学校野球連盟

1. 申請、承認手続き変更にあたり

これまで、部員不足の連合チームの申請に関して、加盟校から都道府県高等学校野球連盟を通じて日本高等学校野球連盟へ申請し、審議委員会で承認していた手続きを変更します。

今後は、日本高野連から都道府県連盟へ承認手続きを委託し、都道府県連盟にて承認手続きを行ってください。

なお、あくまでも手続き委託のため、都道府県連盟は該当する大会の抽選会1週間前には様式に必要事項を記入のうえ、部員不足の連合チーム一覧表を日本高野連へ提出してください。

都道府県連盟が承認手続きを行うにあたり、各連盟で承認する連合チームの内容に差異がないよう対応する必要があります。

部員不足の連合チームに関する通知「日本高野連発第12-0013号・平成24年5月24日付、日本高野連発第23-0091号・令和5年12月1日付」に該当しない連合チームの申請の場合、判断に迷った場合は必ず早期に日本高野連へ相談してください。

2. 手続き変更の開始時期

第107回全国高等学校野球選手権地方大会ならびに第70回全国高等学校軟式野球選手権地方大会への出場申請から手続きを変更します。

3. 都道府県高等学校野球連盟が審議を行う対象

(1) 連合チームの対象

※学校の統廃合に伴う連合チームは、従来通り日本高等学校野球連盟で審議する。

- ① 部員不足の連合チーム（8名以下の2校以上の加盟校同士の場合。ただし、9名以上の加盟校を1校のみ加えることは可）
- ② 部員不足の連合チーム（単独廃校ルール）※いわゆる助っ人ルール

(2) 対象となる大会（硬式・軟式）

春季大会、全国高等学校野球選手権大会、秋季大会

(3) 申請から承認の流れ

都道府県連盟は上記（2）の三大会を対象に抽選会前の適切な時期を定め、大会ごとに連合チームで出場を希望する加盟校から、所定の様式に沿い申請書の提出を求めてください。

申請書に基づき、都道府県高等学校連盟は「部員不足の連合チーム」（日本高野連発第12-0013号・平成24年5月24日付、日本高野連発第23-0091号令和5年12月1日付）の定めに合致しているか否かを判断し、合致している場合は該当する学校へ承認の通知を行います。

- (4) 都道府県連盟は該当する大会の抽選会1週間前を〆切として、別紙様式にしたがって承認した部員不足の連合チーム（硬式・軟式）の一覧表を日本高野連へ提出してください。

以 上